

村山市低入札価格調査制度実施要綱の改正について

(失格数値基準の取り扱い変更)

1. 現行制度

村山市では、ダンピング等の不正防止や工事の品質確保、低価格受注による下請け業者しわ寄せ防止のため、低入札価格調査基準を設定していますが、平成24年度からは、更なる防止強化のため各経費積算の失格数値基準制度を併せて適用しているところです。これは積算費目のどれか1項目でも失格数値を下回れば、入札額のいかんにかかわらず失格となる制度です。

2. 改正の理由とその趣旨

現行制度は、平成23年度に落札率が81%台と急落し、ダンピング等の問題が懸念されたために導入したのですが、現在では受注競争は緩和され、落札率も平成25年度は94.9%、26年度も1月末現在で95.5%と比較的高い水準を維持しています。

このため、失格基準について独自に厳しい取り扱いとする理由はなくなったと判断し、この失格数値の制度は低入札価格調査基準を下回る入札についてのみ該当させる取り扱いとします。

くわしくは、別紙の「低入札価格調査制度フロー図」を参照してください。

3. 施行期日

平成27年4月1日